

訴訟援助申請書

2020年7月1日

「自然の権利」基金 御中

下記のとおり助成を申し込みます。

第1 申請者

【グループ名】 やんばる訴訟弁護団

【所在地】 〒900-0014

沖縄県那覇市松尾 2-17-34 沖縄合同法律事務所

TEL 098-917-1088 FAX 098-917-1088

E-mail okinawagodo@law.email.ne.jp (※連絡担当者：前田)

【代表者名】 喜多自然



第2 訴訟の内容

訴訟名 第3次命の森やんばる訴訟

<提訴日 2017年12月15日>

訴訟概要及び進捗状況 (500~1,000字程度)

1 訴訟概要

(1) 沖縄県の住民である原告らが、生物多様性豊かなやんばるの森を破壊する大規模伐採・造林事業である下記の事業（以下「本件事業」という。）が違法であり、したがって本件事業に関する財務会計行為が違法であるとして、地方自治法242条の2第1項第1号及び第4号に基づき提起する住民訴訟である。

記

沖縄振興公共投資交付金事業（農山漁村地域整備交付金事業）として行われる森林整備事業のうち、国頭村を事業主体とする事業

(2) 財務会計行為の概要

平成28年度中、沖縄県国頭村字宇良において、国頭村を事業主体として本件事業が行われ、その結果、約3ヘクタールの森林が皆伐され、造林がなされた。これは、沖縄振興公共投資交付金事業として位置づけられており、本件補助金交付決定により、沖縄県から国頭村に対して、事業費全体の10分の7である583万6320円が交付された。

2 進捗状況

2018年	3月	8日	第1回口頭弁論
同	5月	15日	第2回口頭弁論
同	7月	3日	第3回口頭弁論
同	9月	11日	第4回口頭弁論
同	11月	6日	第5回口頭弁論
同	12月	25日	第6回口頭弁論
2019年	3月	5日	第7回口頭弁論

同	5月21日	第8回口頭弁論
同	7月16日	第9回口頭弁論
同	9月17日	第10回口頭弁論
同	12月17日	第11回口頭弁論
2020年	2月13日	第12回口頭弁論
同	7月7日	第13回口頭弁論(予定)

第3 訴訟の目的及び意義

1 やんばるの森の特徴

やんばるは沖縄県北部、国頭村、大宜味村、東村の三村にまたがって広がる地域で、イタジイを中心とした亜熱帯の照葉樹林帯が広がる森林地帯である。ここにはノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネなどの固有種・希少種が多数生息している。これだけの固有種が30平方キロメートルほどの地域に生息する状況は日本のみならず世界的にも稀で、世界的にも生物多様性に富んだ、特に保護すべき地域である。環境省も2003年に奄美・琉球諸島を世界自然遺産登録の候補地としてあげていた(同時に候補地としてあげていた知床と小笠原はすでに登録されている。)

2 やんばるの森の開発

しかし、このやんばる地域は開発の危機に瀕している。とくに沖縄の本土復帰(1972年)以降、ダム開発、土地改良事業などの大型公共事業が行われてきた。そのなかで現在でもとくに問題になっているのが、林道開発、伐採、森林施業などの林業の名目で行われる開発である。林道については、やんばるにはすでに編み目のように林道が張り巡らされているし、森林伐採は、皆伐という、草木を全て伐採して山を丸裸にする伐採が毎年10ヘクタールほどの規模で行われている。

このような開発は林業の名の下に行われているものの、それは「業」として行われているというにはほど遠いものである。「業」として行う以上、将来にわたって一定の採算が確保され、地元経済にも資するものでなければならないが、やんばるの開発は異なる。民間の林家が所有する森林を育てて収穫するという、本土で行われているような林業ではなく、ほぼ全ては国頭村という村が所有する森林について、立木が国頭村森林組合に払い下げされて皆伐された後、皆伐された場所を植林するというものである。植林やその後の森林施業の過程で国庫から多額の補助金が出るためその補助金目当てに伐採が行われるという悪循環に陥っているのが現状である。

3 本件事業の問題点

本件事業の計画の目標は、「材木の成長が不良な土地や耕作放棄地等において、適切な森林整備事業を実施することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全を図る」にある。しかし、本件事業が実施された場所、すなわち造林事業に先立ち森林伐採がなされた場所は、沢が流れ、それを覆うようにしてイタジイやオキナワウラジロガシの大木・古木が生い茂り、そこに固有種・希少種を含む動植物が生息する場所、すなわちやんばるの豊かな生態系が維持された場所であった。したがって、「材木の成長が不良な土地や耕作放棄地」ではない。

本件事業は、事業の対象となった場所が「材木の成長が不良な土地や耕作放棄地」であることを根拠にして、森林環境の保全を図るという名目で行われたものであるが、それ自体が誤った事実認識であるという問題点がある。

4 本件訴訟の意義

本件訴訟には、やんばるの森の伐採が違法な公金支出によって行われたことを明らかにし、今後の森林伐採への公金支出の差し止めを求めることにより、やんばるの森の無用な開発を止めるという意義を有する。

第4 助成を必要とする理由

本件事業が実施された森林が「材木の成長が不良な土地や耕作放棄地」ではなく、豊かな森であったことを立証するための活動に資金が必要である。

昨年、伐採された板根の測定調査、自動カメラ設置による生態調査を実施した。今後も継続な生態調査を予定しているが、引き続き植物の専門家の協力、生態調査のための生態学の研究者の協力が必須である。

また、訴訟広報のためのシンポジウム開催も検討している。

したがって、裁判にかかるコピー代、通信費、調査に必要な物品の購入費、自動カメラ設置の維持費、沖縄県外に住む専門家の交通費、シンポジウム開催費用等が必要である。

第5 その他

- 1 助成金は訴訟費用（弁護士・専門家の旅費交通費、謝礼、調査費用、訴訟関係資料のコピー代、印紙代等、通常弁護士が依頼者より実費として徴収する範囲）として使用します。
- 2 費用の用途について、求めに応じて報告します。
- 3 訴状・最終準備書面・判決を、「自然の権利」基金にPDFなどで提出します。
- 4 『「自然の権利」基金通信』掲載のために、年1～2回程度、記事を提供します。
- 5 訴訟の期日をお知らせします。
- 6 「自然の権利」基金のチラシをニュースへ同封するなど、「自然の権利」基金会員拡大に協力します。
- 7 助成金は、下記の口座に振り込まれることを了承します。当該口座は、弁護団が直接管理しています。

沖縄銀行 二中前出張所（普通預金）口座 口座番号1423614
名義人 やんばる訴訟弁護団 ヤンバルソショウベンゴダン
(代表弁護士 喜多自然)

- 8 弁護団に参加している弁護士は、以下の通りです。

市川守弘 喜多自然 赤嶺朝子

第6 助成申請金額

金100万円

内訳：弁護士・専門家渡航費、宿泊費 60万円（一人あたり10万円×3人×2回）

カメラ維持費	10万円
物品購入費	10万円
予備費	20万円
合計	100万円

以上